

		質 問 事 項					
		1 富士通株式会社関西支社の個人情報の取扱いについて	2 特別定額給付金事務について	3 業者選定について			
		「委託事務一覧」の3から12までの受託業者は全て「富士通株式会社 関西支社」となっており、契約書は「…特定個人情報を取り扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。」という条項があります。富士通株式会社は受注金額も大きく委託期間も長いので、本町の特定個人情報を多く取扱っているように思えます。個人情報の十分な保護と管理をされるようお願いいたします。	給付金の支給にあたって、銀行口座番号や本人確認書類の添付を求められていますが、これらを委託業者は取り扱わないのですか。また、町として、これらの書類は今後どのように処置されるのでしょうか。事務終了後、直ちに破棄されるのでしょうか、一定期間保管されるのでしょうか。保管される場合は、どのような方法・期間で管理されるのでしょうか。	①各事業における業者選定にあたり、入札等が実施されていますか。	②実施されている場合は、応札業者数を回答願います。	③各事業者のPマーク(※)取得状況やISMS認証(※)の有無と、業者選定にあたりそれらを考慮されましたか。	
		①この通知は、書面によりなされていますか。	②また、番号10の「大阪府自治体クラウド導入業務」については、覚書第12条に従業員に対する監督・教育の項目がありますが、この教育は実施されていますか。何らかの報告は受けていますか。覚書第14条の実地調査は、行われたことがありますか。				
各課からの回答	人権文化センター				実施していません(随意契約・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。)	該当なし	いずれも取得のない団体です。業者選定にあたっては、事業の性質上、地域の実情に精通した団体に委託することが望ましく、当該団体を選定しております。また、当該団体は人権啓発の推進を掲げる団体であり、当然、個人情報の取扱いをはじめとしたプライバシー権の確保についても理解のある団体であると認識しております。
	政策企画課	特別定額給付金事務については、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報を用いない事務であり、委託作業においても特定個人情報を取り扱うことがないことから、契約書にある特定個人情報を取り扱う者に係る報告は受けておりません。		委託業務はシステムの改修作業のみであり、本人確認書類や銀行口座番号を業者が取り扱うことはありません。また、申請書等も含めて関係書類については、国の補助金交付要綱において事業終了後5年間保存することとされており、保管方法等については他の文書と同様、島本町文書取扱規程に基づき、書庫で保管することとなります。	既存のシステムの改修作業のため、随意契約で契約を締結しております。	該当なし	Pマーク、ISMS認証取得。随意契約のため、特に考慮はしていません。
	総務・債権管理課	番号6、7及び11の委託業務においては、特定個人情報を取扱う事務を行っていないため、受注者からの通知を受けておりません。それ以外の委託業務については、特定個人情報を取扱う事務を行っておりますので、受注者から通知を受けます。	当該項については、「受注者は、本件業務に従事する従業者(略)の範囲を明確にして発注者に報告した上で、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督・教育を行わなければならない。」とするものであるため、具体的な教育の実施等について報告を受けることに関しては、規定の対象外となりますので、個別の報告を受けておりませんが、受注者の社内規程等に沿った対応が行われているものと考えます。なお、従事する従業者の範囲等については、受注者から報告を受けております。第14条の実地調査については、当該業務が庁舎内で使用する各業務システムのデータをクラウドサービスを利用して保存・管理するものであり、クラウドサービスの拠点となるデータ管理センターについては、セキュリティ上の都合により、非公開となっております。そのため、データ管理センターへの実地調査はできませんが、庁舎内において必要機器の設置や回線工事等を行う際は、担当職員が立ち会う等して実施状況等の確認を行っております。		番号4から11については、入札による業者選定ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結しております。	該当なし	Pマーク、ISMS認証取得。随意契約のため、特に考慮はしていません。
	福祉推進課	委託作業において、特定個人情報を取り扱うことがないことから、契約書にある特定個人情報を取り扱う者に係る報告は受けておりません。			本事業は過去の「臨時福祉給付金」を踏襲しているもので、システム開発や人材派遣は、当時の知識や経験を持った業者を選定することが事務効率等も向上するため、随意契約で契約しています。	該当なし	Pマーク、ISMS認証取得。随意契約のため、特に考慮はしていません。
	いきいき健康課				公募によるプロポーザル方式で選定した事業者と随意契約を締結しました。	3事業者から応募がありました。	事業者の選定にあたり、Pマーク及びISMS認証の有無は応募要件としていません。また、委託している事業者はPマーク及びISMS認証は持っていません。なお、地域包括支援センターは個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護や管理に関する各事業者の取組やマニュアル・方針の有無等を公募の中で確認し、採点基準のひとつとして審査対象としました。
	都市計画課				入札を実施しています。	9社からの応札がありました。	仕様書において、Pマーク及びISMS認証の資格を有していることを条件にしています。
	にぎわい創造課				【プレミアム付商品券販売換金等業務】実施していません(随意契約・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。) 【プレミアム付商品券取扱店募集等業務】実施していません(随意契約・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による。)	該当なし	【プレミアム付商品券販売換金等業務】Pマークのみ取得されています。 【プレミアム付商品券取扱店募集等業務】Pマーク、ISMS認証とも受けられていませんが、独自のプライバシーポリシーを作成されています。
	環境課				入札を実施しています。	6社からの応札がありました。	6社のうちPマークのみ取得1社、PマークとISMS認証取得1社。入札に際し、それら認証等の確認は行っていません。